

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正

1 規則の改正理由

鳥取県青少年健全育成条例の一部が改正され、青少年のインターネットの利用に当たって、フィルタリング機能の対象とすべき有害情報にいわゆる脱法ハーブ等の使用を誘発するものが加わったことに伴い、フィルタリングの機能の基準を改める。

2 規則の概要

- (1) フィルタリングの機能の基準に、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのある脱法ハーブ等の入手方法、使用方法又は作用を教示してその使用を唆し、又は助けるものその他脱法ハーブ等の使用を誘発するおそれのあるものを加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年1月1日とする。

◇鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

医師海外留学資金貸付金の貸付けを行う研修期間の下限を2月とする。

2 規則の概要

- (1) 貸付金の貸付けを行う研修期間の下限を2月（現行 原則6月とし、県内において1年以上医師の業務に従事することを誓約する書面を提出した者に限り2月）とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県食品衛生法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正に伴い、食品衛生検査施設における食品、添加物等の検査又は試験のために必要な機械及び器具を定める。

2 規則の概要

- (1) 食品衛生検査施設に備えることが必要な機械及び器具は、純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽、ガスクロマトグラフ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計、高速液体クロマトグラフ及びPCR装置とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県特別県営住宅管理規則の廃止について

1 規則の廃止理由

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止することに伴い、鳥取県特別県営住宅管理規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県特別県営住宅管理規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。
- (3) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則について、所要の規定の整備を行う。